

# A級(永久)グルメ関連事業 『新たな魅力発見“山の幸「タラの木」を知ろう！！”』

町では、海の幸だけではない新たな魅力づくりのため、町内山林に自生する山菜に着目し、軽石土壤に適した山菜類から選定した「タラの木」の定植試験を実施しています。

この「タラの木」を自宅の庭へ試験的に植えていただける方(町民)を対象に、タラの木の苗の配布会を4月下旬に予定しています。

タラの苗の配布は、A級(永久)グルメのまちづくりの一環で、海の幸と山の幸を合わせたグルメメニューの開発プロジェクトとして行われます。ぜひ、皆さんの庭にもタラの木を植えて、山の幸を活かしたグルメづくりにチャレンジしてみませんか？

なお、配布会の詳細については、広報4月号などで改めてお知らせします。

## 《タラの木の効能》

タラの木の若芽はみなさんご存じのとおり「タラの芽」と呼ばれ、山菜の王様として知られており、天ぷらなどにして食しておりますが、実は樹皮と根皮、トゲにも健康づくりに役立つ様々な成分が含まれています。

例えば、樹皮と根皮は抗糖尿病、利尿、健胃作用があり、糖尿病、腎臓病、胃潰瘍、肝臓病、高血圧、神経痛などの予防に用いられ、トゲは高血圧症に用いられています。お酒の飲みすぎによる胃腸の不調には、お茶がわりに常用すると良いとされています。



ゴミの減量・分別にご協力を！

## 事業所から出るゴミは、ゴミステーションに出せません。

会社やお店など各種事業活動から出るゴミは『事業系ゴミ』と言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と町条例により、事業者はすべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務づけられています。この事業系ゴミは、ゴミの種類や事業活動により「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に区別されます。

事業系ゴミを処理する際には、自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物であれば道の許可を受けた収集運搬業者に、事業系一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。

※ 処理施設や許可業者については、役場民生課にお問い合わせください。

### 産業廃棄物

- ・すべての事業活動に伴うもの ~ 燃え殻、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず など
- ・特定の事業活動に伴うもの ~ 建設業から生じる紙くず・木くず・繊維くず、紙製造業・新聞業から生じる紙くず、木材・木製品製造業から生じる木くず など

### 事業系一般廃棄物

上記(産業廃棄物)以外の事業系ゴミ

※お問い合わせ先 役場民生課 (Tel: 7-5290)

### 【1月のゴミ回収量(一般ゴミ)】

全体	76.06 t
	(昨年度同月回収量77.78 t 約2.2%減)
内訳	焼却処分 58.52 t
	リサイクル 16.30 t
	埋立処分 1.24 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

## 鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科に処せられます。